

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人は社会福祉事業のみであるため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

当法人は公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

当法人は収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人本部

②障害者支援施設 あいの里

・「施設入所支援」

・「生活介護」

・「短期入所」

・「日中一時支援」

③障害者支援センター ひまわり

・「就労継続支援B型」

④共同生活援助 陽だまり

・「共同生活援助」

⑤サポートセンター たいよう

・「相談支援」

⑥共同生活援助 ひかり

・「共同生活援助」

⑦生活介護事業 ゆめの里

・「生活介護」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	72,545,425	0	4,064,400	68,481,025
建物	667,846,787	287,992,862	75,550,241	880,289,408
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	741,392,212	287,992,862	79,614,641	949,770,433

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

障害者支援センター ひまわり拠点は、建物（越前市白崎町3-4-1-2-1）を生活介護事業 ゆめの里拠点新設の為に移管、当該建物に係る国庫補助金等特別積立金 30,438,042円を取り崩した。

移管を受けた生活介護事業 ゆめの里拠点は、同額を積み立てた。

また、建物の改築に伴い、処分したリフト設備に係る国庫補助金等特別積立金 92,176円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	68,481,025	0	68,481,025
建物(基本財産)	1,381,335,776	501,046,368	880,289,408
構築物	57,650,603	26,462,279	31,188,324
車輛運搬具	64,405,756	50,177,703	14,228,053
器具及び備品	79,038,319	55,652,409	23,385,910
有形リース資産	6,324,700	6,324,700	0
合計	1,657,236,179	639,663,459	1,017,572,720

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

法人本部拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	404,006	221,143	182,863
合計	404,006	221,143	182,863

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(障害者支援施設 あいの里拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 障害者支援施設 あいの里拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))

(4) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

①「施設入所支援」

②「生活介護」

③「短期入所」

④「日中一時支援」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	324,370,868	982,300	14,712,990	310,640,178
合計	324,370,868	982,300	14,712,990	310,640,178

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	663,284,210	352,644,032	310,640,178
構築物	26,037,418	16,665,903	9,371,515
車輛運搬具	25,312,327	18,939,131	6,373,196
器具及び備品	39,564,909	31,355,903	8,209,006
有形リース資産	6,324,700	6,324,700	0
合計	760,523,564	425,929,669	334,593,895

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(障害者支援センター ひまわり拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 障害者支援センター ひまわり拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

「就労継続支援B型」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	64,295,305	0	4,064,400	60,230,905
建物	255,284,213	318,000	54,333,672	201,268,541
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	320,579,518	318,000	58,398,072	262,499,446

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

生活介護事業 ゆめの里拠点の新設の為、移管した建物(越前市白崎町34-12-1)に係る国庫補助金等特別積立金 30,438,042円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	60,230,905	0	60,230,905
建物(基本財産)	224,027,779	22,759,238	201,268,541
構築物	17,795,157	4,219,376	13,575,781
車輛運搬具	39,093,429	31,238,572	7,854,857
器具及び備品	18,541,201	15,198,266	3,342,935
合計	359,688,471	73,415,452	286,273,019

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(共同生活援助 陽だまり拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 共同生活援助 陽だまり拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

「共同生活援助」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	18,383,889	0	2,019,575	16,364,314
合計	18,383,889	0	2,019,575	16,364,314

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	40,965,620	24,601,306	16,364,314
構築物	4,541,573	3,330,481	1,211,092
器具及び備品	6,154,958	5,837,902	317,056
合計	51,662,151	33,769,689	17,892,462

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(サポートセンター たいよう拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) サポートセンター たいよう拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

「相談支援」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記(共同生活援助 ひかり拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会が実施する福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

(2) 独立行政法人 福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 共同生活援助 ひかり拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

「共同生活援助」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,250,120	0	0	8,250,120
建物	69,807,817	0	4,121,778	65,686,039
合計	78,057,937	0	4,121,778	73,936,159

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	8,250,120	0	8,250,120
建物(基本財産)	90,759,323	25,073,284	65,686,039
構築物	4,818,960	1,974,246	2,844,714
器具及び備品	4,046,760	3,039,195	1,007,565
合計	107,875,163	30,086,725	77,788,438

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記(生活介護事業 ゆめの里拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

②無形固定資産：定額法

③リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 生活介護事業 ゆめの里拠点の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分におけるサービス区分の内容

「生活介護」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	286,692,562	362,226	286,330,336
合計	0	286,692,562	362,226	286,330,336

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

障害者支援センター ひまわり拠点から移管を受けた建物(越前市白崎町3-4-1)の

改築に伴い、処分したリフト設備に係る国庫補助金等特別積立金 92,176円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	362,298,844	75,968,508	286,330,336
構築物	4,457,495	272,273	4,185,222
器具及び備品	10,326,485	0	10,326,485
合計	377,082,824	76,240,781	300,842,043

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし